

(案)

茂原市学校再編
第一次実施計画

(平成 29 年度(2017 年度)～

平成 32 年度(2020 年度))

平成 3 0 年 3 月
茂原市教育委員会

はじめに

少子化により児童生徒数が減少し、小中学校の小規模化が進む中、茂原市教育委員会では、平成 28 年 10 月に自治会や P T A 関係者などで構成される「茂原市学校再編計画審議会」を設置し、子どもたちにとってより良い教育環境を確保するため、様々な角度から審議をしていただきました。

その後、平成 28 年 11 月に小中学生の全保護者に対して行ったアンケート、平成 29 年 1 月から 2 月にかけて行ったパブリックコメント等を経て、平成 29 年 3 月に「**茂原市学校再編基本計画**」を策定したところです。

本年度は、この基本計画に沿って具体的に学校再編を進めるため、学校の統廃合と通学区域を併せて審議する「茂原市学校再編審議会」を 5 月に設置し、前年度と同様に活発な審議をしていただきました。

8 月以降は、学校再編案について該当地区の住民との意見交換会を実施し、審議会からの答申や庁内会議等を経て策定したのが、この「**茂原市学校再編第一次実施計画**」です。

この第一次実施計画では、平成 29 年度（2017 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 4 年間で、基本計画を策定する前から進めてきた西陵中学校と富士見中学校の統合、さらに二宮小学校と緑ヶ丘小学校の統合を実施します。また、本納小学校、新治小学校及び豊岡小学校の 3 校統合に向け準備を行います。

学校の統廃合について、保護者や住民の皆さまには様々な思いやご意見があると思いますが、教育委員会としては、できる限り皆さまの意見に配慮しつつ、子どもの教育環境を最優先に考えて学校再編を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

平成 30 年 3 月
茂原市教育委員会

※平成 31 年 5 月以降に元号が変わりますが、本計画では市の内部基準により和暦と西暦を併記しています。

目次

I	計画の趣旨	1
II	実施計画の考え方	1
III	再編の内容について	2
	1. 西陵中学校と富士見中学校の統合	2
	2. 二宮小学校と緑ヶ丘小学校の統合	4
	3. 本納小学校、新治小学校、豊岡小学校の統合	6
	4. その他	9
	(1) 他の小中学校再編について	9
	(2) 児童生徒数推計の見直しについて	9
IV	資料	10
	1. 実施計画策定までの主な経緯	10
	2. 茂原市学校再編審議会について	11
	(1) 茂原市学校再編審議会条例	11
	(2) 委員名簿	12
	3. 諮問書及び答申書	13
	(1) 諮問書	13
	(2) 答申書	14

I 計画の趣旨

本計画は、平成 29 年 3 月に定めた「茂原市学校再編基本計画（以下「基本計画」という。）」に基づき、茂原市立小中学校の再編を進めるものです。

計画期間は平成 29 年度（2017 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 4 年間ですが、平成 33 年度（2021 年度）以降の第二次実施計画を見据えて再編を進めていきます。

計画	年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
		(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)
学校再編基本計画	H29(2017)～H37(2025)の9年間									
第一次実施計画	H29～H32の4年間									
第二次実施計画						H33～H37の5年間				

II 実施計画の考え方

本計画の策定にあたっては、平成 29 年 5 月に外部委員で構成される「茂原市学校再編審議会」に諮問し、自治会や P T A 関係者など様々な立場から審議していただきました。そして、平成 29 年 11 月にいただいた答申をもとに、全庁的に協議したうえで策定したものです。

計画の内容は、平成 27 年 3 月に定めた「茂原市立小中学校の適正規模¹⁾」、基本計画で定めた「学校規模ごとの基本的な方向性」に基づき、地域性を考慮して決めました。

また、再編対象となる地区においては、再編案の段階から住民との意見交換会を実施し、幅広く意見を収集するとともに、必要に応じ再編案の修正を行ったところです。

¹⁾ 茂原市立小中学校の適正規模：小学校は 12 学級以上 18 学級以下（1 学年 2 学級～3 学級）、中学校は 9 学級以上 18 学級以下（1 学年 3 学級～6 学級）。普通学級の数を基準とする。

Ⅲ 再編の内容について

1. 西陵中学校と富士見中学校の統合

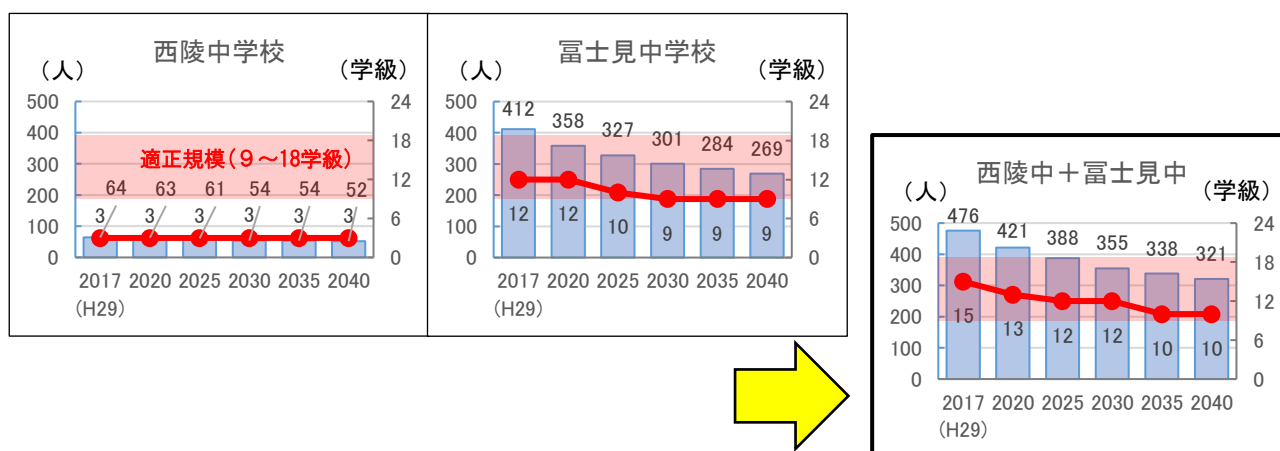
統合時期	平成 32 年（2020 年）4 月 1 日	使用校舎	富士見中学校
通学区域	現行の両中学校区を合わせた区域		

西陵中学校と富士見中学校の統合については、基本計画策定前の平成 21 年から検討されており、すでに方向性を決定しております。今後はこの統合についても実施計画に含め、他の学校再編と一体的に進めていきます。

【主な経緯】

- 平成 21 年
 - 平成 23 年
 - 平成 29 年 4 月
- ・西陵中の小規模対策について検討を開始
 - ・豊田小、二宮小、西小、緑ヶ丘小の児童が、富士見中と西陵中のどちらに進学するか選べる「学校選択制」を導入（平成 25 年度入学生まで、後に延長し平成 29 年度入学生まで）
 - ・増加傾向が見られないため、学校選択制を終了し、平成 32 年 4 月 1 日に富士見中学校へ統合することを教育委員会会議で議決

【生徒数の推計】 ※縦棒は生徒数（左軸）、折れ線は普通学級の学級数（右軸）

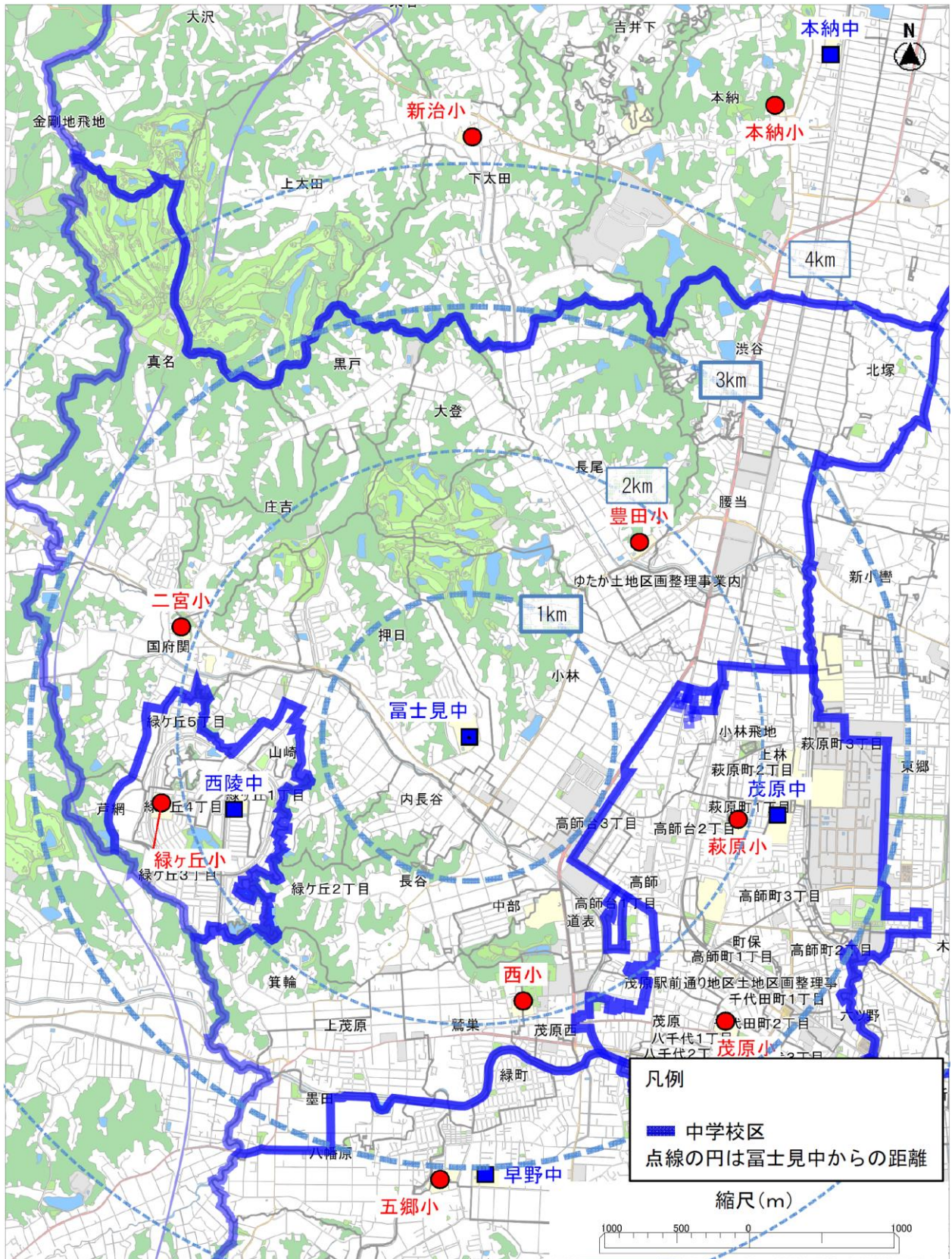


【今後のスケジュール】

内容	年度	第一次実施計画				第二次
		H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33~H37 (2021~2025)
統合準備委員会での協議		→				
交流事業の実施		→				
通学路の検討		→				
富士見中学校校舎 大規模改造 ※			(設計)	(入札・工事)		
統合の実施				●	→	

※大規模改造とは、築年数の経過により通常発生する建物の損耗、機能低下に対する復旧措置や改装等を行う事業のこと。

【地図】



2. 二宮小学校と緑ヶ丘小学校の統合

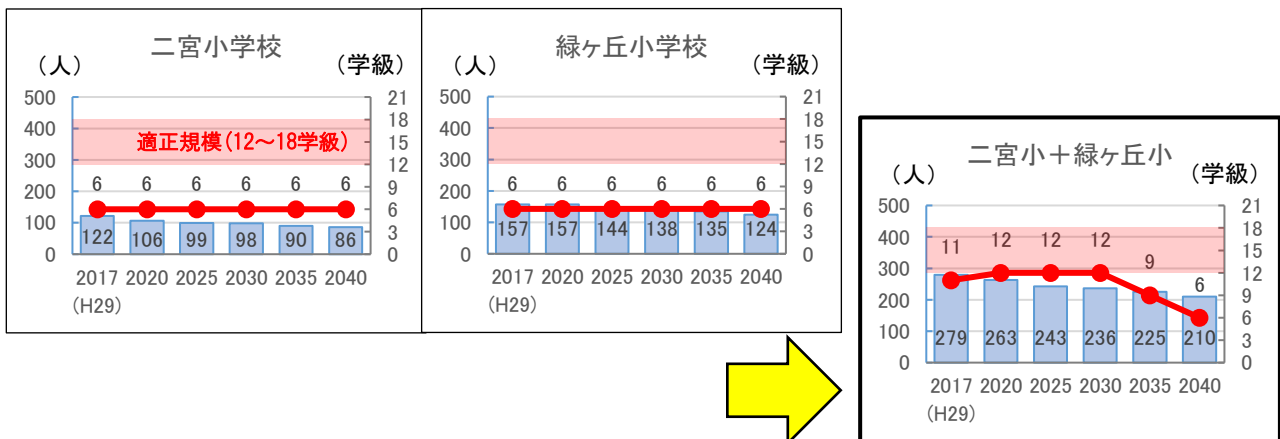
統合時期	平成33年(2021年)4月1日	使用校舎	緑ヶ丘小学校
通学区域	現行の両小学校区を合わせた区域		
検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールバス等の通学手段の検討 ・校名、校歌、校章の検討 ・統合に関する準備委員会の設置、協議 など 		

二宮小学校と緑ヶ丘小学校は、平成29年5月1日現在、いずれも全学年が単学級となっており、今後も減少が続くものと見込まれるため、この両校を統合します。

使用校舎については、校舎の新しさ、使用できる教室数、敷地面積などを考え、緑ヶ丘小学校を使用します。ただし、校名や校歌、校章等については、住民の意見等を踏まえて検討することとします。

また、真名や黒戸など一部地区の通学距離が長くなるため、地域住民や保護者の意見を聞きながら、スクールバス等の通学手段について、導入の有無を含めて検討します。

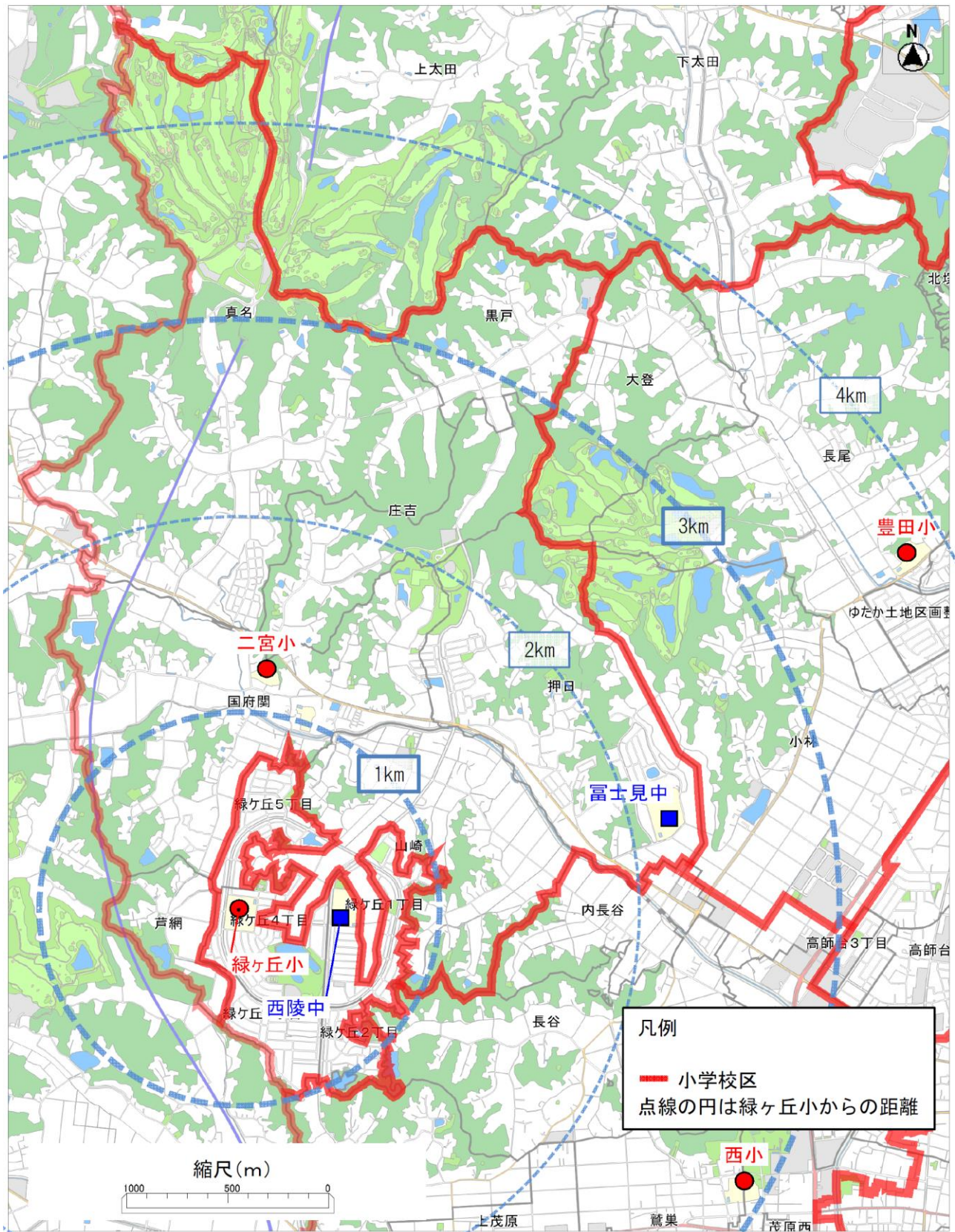
【児童数の推計】 ※縦棒は児童数(左軸)、折れ線は普通学級の学級数(右軸)



【今後のスケジュール】

内容	年度	第一次実施計画				第二次
		H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33~H37 (2021~2025)
統合準備委員会の設置・協議						
通学路や通学手段の検討						
学童クラブの検討・準備						
交流事業の実施						
統合の実施						

【地図】



3. 本納小学校、新治小学校、豊岡小学校の統合

統合方針	3小学校を統合し、特色ある教育を推進する
検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統合後の校舎の場所の選定 ・ 新治小学校の小規模対策の検討 ・ スクールバス等の通学手段の検討 ・ 校名、校歌、校章の検討 ・ 統合に関する準備委員会の設置、協議 ・ 統合にかかる予算の確保 など

○現状

本納地区には、本納小学校、新治小学校、豊岡小学校の3校がありますが、平成29年5月1日現在いずれも適正規模を満たしておらず、今後も児童が減少し近い将来全学年が単学級になると見込まれます。特に新治小学校は市内で唯一複式学級²⁾が存在する学校となっています。また、本納中学校も現在適正規模を満たしておらず、将来的にも生徒数の減少が見込まれる状況です。

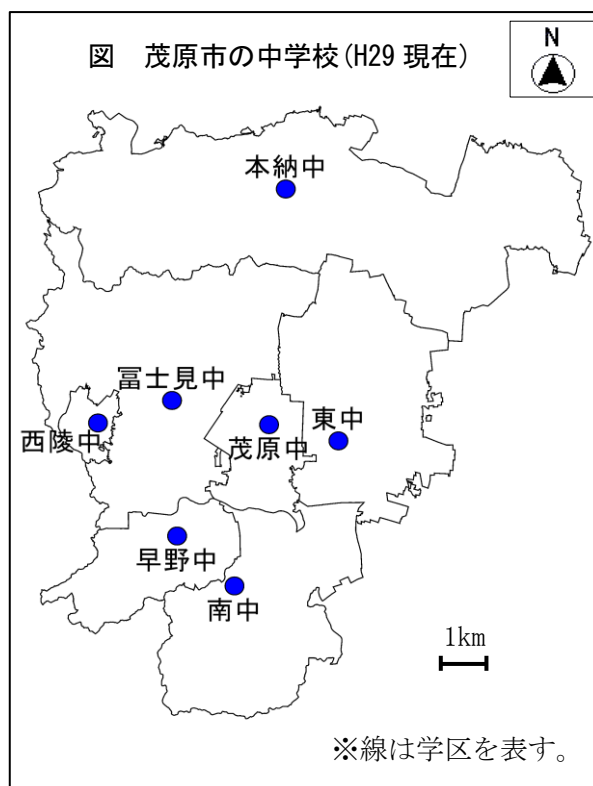
○方針

3つの小学校は、将来的にいずれも小規模化が見込まれていることから、3校を統合することとします。一方、本納中学校についても小規模化が見込まれますが、他の中学校へ統合した場合、市北部地域から中学校がなくなってしまう(図参照)、通学範囲等を考慮すると生徒の負担が大きく、望ましい教育環境にはならないため、統廃合はせず存続させることとします。

そして、3小学校の統合を機に、本納地区における特色ある教育を推進します。統合後の小学校の位置は、小中一貫教育を視野に入れ、本納中学校付近を中心に検討します。

時期については、市の次期総合計画³⁾等との整合を図りながら、第二次実施計画期間内(平成33年度～37年度(2021年度～2025年度))での統合を目指します。

統合までの間は、新治小学校の小規模対策として、学校間の交流事業をより充実させるほか、さまざまな手段を検討し実施していきます。

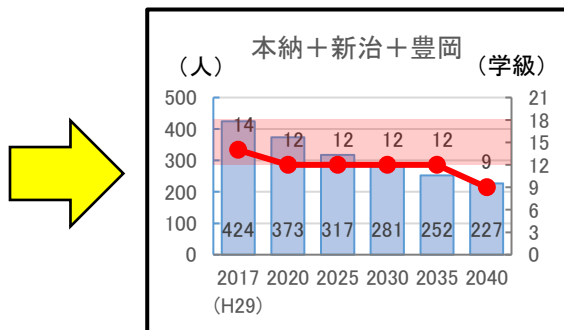
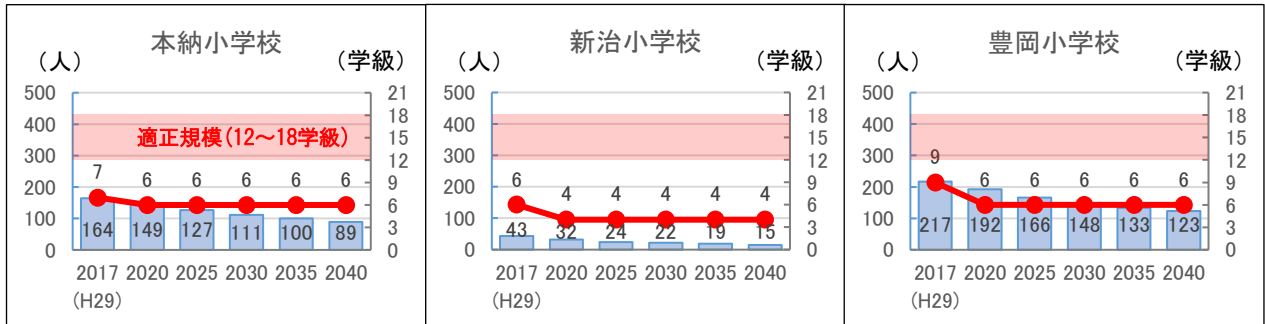


²⁾ 複式学級：児童生徒が極めて少ない場合、複数の学年(例えば5年生と6年生)を合わせて1つの学級とするもの。

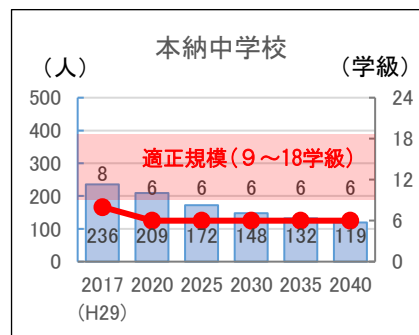
³⁾ 総合計画：市のまちづくりの基本理念や方向性を定めた、行政運営の基本的指針となる計画。平成33年度(2021年度)から次期計画期間となる。

なお、統合により通学区域が非常に広範囲となるため、スクールバスなどの通学手段を必ず確保します。

【児童数の推計】 ※縦棒は児童数（左軸）、折れ線は普通学級の学級数（右軸）



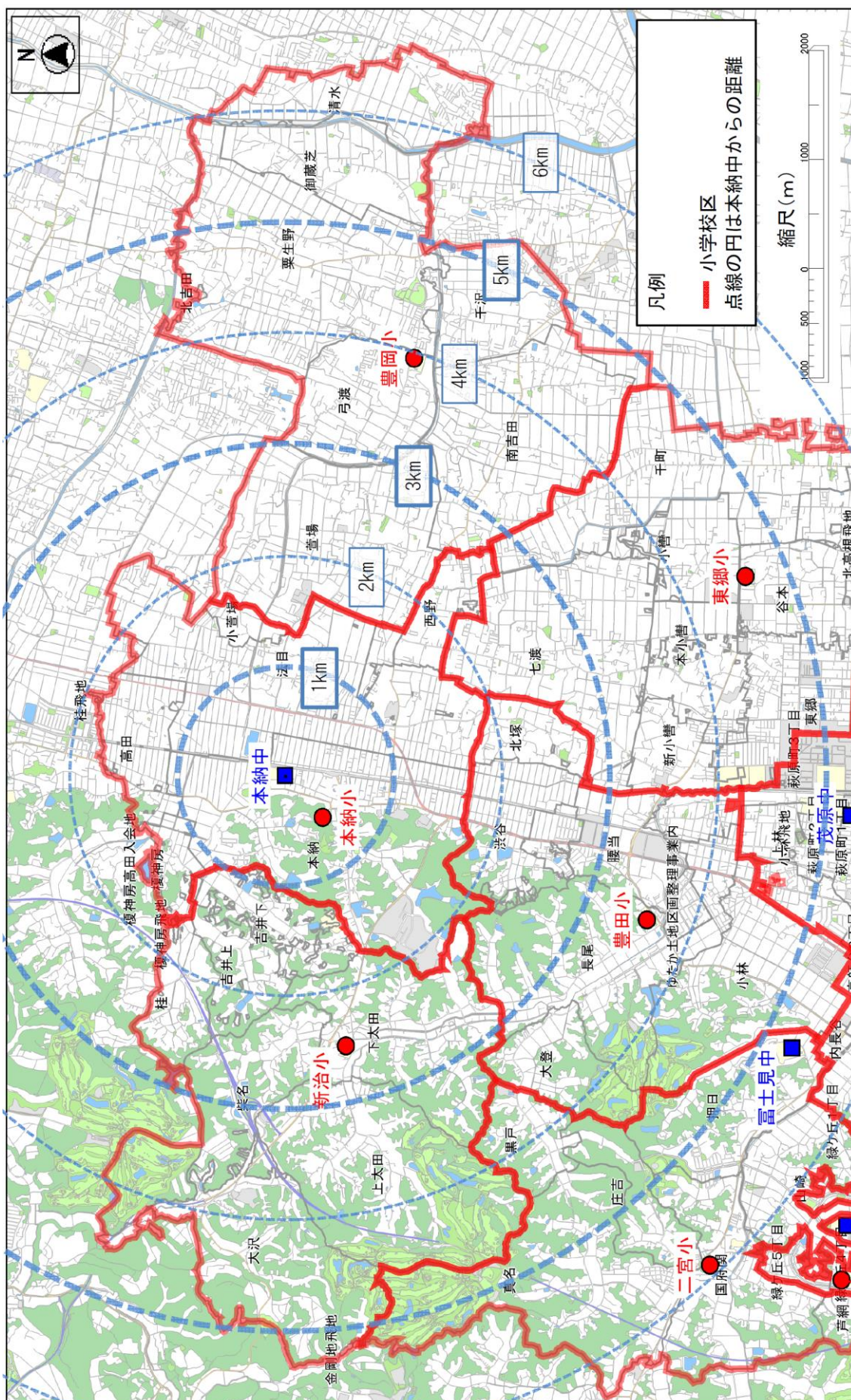
(参考)



【今後のスケジュール】

内容	年度	第一次実施計画				第二次
		H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33~H37 (2021~2025)
新校の場所の調査・選定			—————→			
小中一貫教育等の研究		—————	—————→			
新治小の小規模対策事業 検討・実施 (交流含む)		—————	—————→			
統合準備委員会の設置・ 協議					→
通学路や通学手段の検討					→
学童クラブの検討・準備					→
統合の実施					→

【地図】



4. その他

(1) 他の小中学校再編について

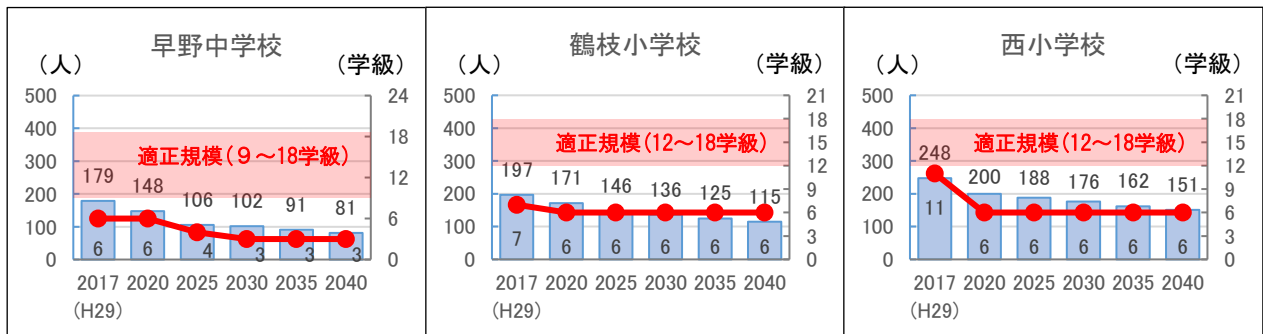
早野中学校は、現在適正規模を満たしておらず、今後も減少するものと見込まれます。今後、通学区域の見直しを含め、早野中学校のあり方について検討していきます。

他に、鶴枝小学校、西小学校なども適正規模を満たしておりませんので、地理的要件なども踏まえ、今後の児童生徒数の推移を見ながら再編の必要性を検討していきます。

(2) 児童生徒数推計の見直しについて

今後、実際の人口推移等を見ながら、定期的に児童生徒数の推計を見直し、必要に応じて基本計画や実施計画の見直しを行っていきます。

【児童生徒数の推計】



【今後のスケジュール】

内容	第一次実施計画				第二次
	年度	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
児童生徒数の推計見直し			→		
早野中についての検討			→	→	
他の小中学校の検討			→	→	
第二次実施計画策定				→	

IV 資料

1. 実施計画策定までの主な経緯

日にち	内容
平成 29 年	
3 月 23 日(木)	教育委員会会議 茂原市学校再編基本計画を策定
4 月 7 日(金)	教育委員会会議 原則として平成 32 年 4 月 1 日に西陵中学校を富士見中学校に統合する旨を決定
5 月 14 日(日)	基本計画説明会 (市民室、参加者 26 名)
18 日(木)	第 1 回学校再編審議会 教育長から審議会に諮問
28 日(日)	基本計画説明会 (本納中体育館、参加者 61 名)
6 月 21 日(水)	審議会委員による学校視察 (西小、萩原小、新治小) 第 2 回学校再編審議会
7 月 21 日(金)	第 3 回学校再編審議会 ①新治小と本納小の統合案 ②二宮小と緑ヶ丘小の統合案 が示される
8 月 19 日(土)	住民意見交換会 (第 1 回) 午前 新治小体育館 (参加者 89 名) 午後 二宮福祉センター (参加者 12 名)
28 日(月)	第 4 回学校再編審議会
9 月 2 日(土)	住民意見交換会 (第 2 回) 午前 二宮福祉センター (参加者 16 名) 午後 新治小体育館 (参加者 67 名)
10 月 5 日(木)	第 5 回学校再編審議会
11 月 8 日(水)	第 6 回学校再編審議会 ①について修正 ①本納小、新治小、豊岡小を統合し、校舎は新設する
20 日(月)	審議会会長から教育長に答申
10 月～11 月	保護者との意見交換会 (本納小、新治小、豊岡小、二宮小、緑ヶ丘小)
平成 30 年	
1 月 13 日(土)	豊岡地区住民意見交換会 (参加者 27 名)
3 月 9 日(金)	教育委員会会議 実施計画を策定

2. 茂原市学校再編審議会について

(1) 茂原市学校再編審議会条例

平成 29 年茂原市条例第 1 号

(設置)

第 1 条 小中学校の再編等を審議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、茂原市学校再編審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、茂原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 小中学校の統合、廃止等再編に関する事。
- (2) 通学区域の見直しに関する事。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、審議会が必要と認める事項に関する事。

(組織)

第 3 条 審議会は、12 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 自治会関係者
- (3) 教育関係者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長がこれを招集し、議長となる。ただし、会長が選任されていない場合は、教育委員会が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めたときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることが

できる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会の定める機関において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(2) 委員名簿

	所属団体等	氏名	区分	備考
1	元教育委員会委員	足立 俊夫	学識経験者	副会長
2	茂原市自治会長連合会	永山 良吉	自治会関係者	
3	茂原市自治会長連合会	石黒 信一	自治会関係者	
4	茂原市自治会長連合会	吉野 聰	自治会関係者	
5	茂原市小中学校長会	宮本 昌典	教育関係者	
6	千葉県教職員組合 長生支部	北田 秀夫	教育関係者	
7	茂原市PTA連合会	狩野 文秀	教育関係者	
8	茂原市PTA連合会	小柳 佳子	教育関係者	
9	青少年育成茂原市民会議	中山 清志	教育関係者	会長
10	茂原市青少年相談員 連絡協議会	齊田 まゆみ	教育関係者	
11	茂原青年会議所	酒井 一光	その他教育委員会が 必要と認めるもの	
12	民生委員児童委員協議会	平井 きよみ	その他教育委員会が 必要と認めるもの	

委嘱期間 平成31年4月30日まで

3. 諮問書及び答申書

(1) 諮問書

茂教総第34号

平成29年5月18日

茂原市学校再編審議会会長 様

茂原市教育委員会

教育長 内田 達也

諮問書

茂原市学校再編審議会条例第2条により、次に掲げる事項についてご検討のうえ、答申
いただきたく、理由を添えて諮問いたします。

諮問事項

茂原市立小中学校の再編に関する具体的な方策（実施計画に関すること）について

(諮問理由)

本市では、少子化により児童生徒数の減少や学校の小規模化が進み、児童生徒が集団の
中で多様な考えに触れ、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力を伸ばして
いくという環境の確保が難しくなっており、部活動や学級編制、学校行事などにも影響が
生じております。

こうした現状を踏まえ、茂原市教育委員会では、平成28年10月に設置した「茂原市
学校再編計画審議会」からの答申を経て、平成29年3月に「茂原市学校再編基本計画」
を策定したところです。

この基本計画をもとに、今後具体的な実施計画を策定し学校再編を進めていく考えで
おりますが、学校再編の具体的な方策について、茂原市学校再編審議会において様々な角度
からご検討くださるよう諮問いたします。

(2) 答申書

平成29年11月20日

茂原市教育委員会教育長 内田 達也 様

茂原市学校再編審議会
会長 中山 清志

茂原市立小中学校の再編に関する具体的な方策（実施計画に関すること）について
（答申）

平成29年5月18日付け茂教総第34号で諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申いたします。

記

1. 主旨

全国的に進行している少子化により、本市でも児童生徒数の減少や学校の小規模化が進む中、子どもたちの教育環境を最優先に考えて審議した結果として、小中学校の具体的な再編方法について答申するものです。

なお、審議にあたっては、先般教育委員会が定めた「茂原市立小中学校の適正規模」、「茂原市学校再編基本計画」を踏まえ、学校視察や住民意見交換会、PTA意見交換会などを数か月にわたり実施しながら慎重に討議を行い、この答申に至りました。

2. 具体的な学校再編案について

優先的に実施すべき学校再編については、以下のとおりです。

(1) 本納小学校、新治小学校及び豊岡小学校の3校を速やかに統合する。校舎は新設する。

【要望事項等】

- ・統合までの間についても、新治小学校の小規模学級に対する方策を検討すること。
- ・新校舎の建設場所については、本納中学校付近での建設など、利便性や安全性等を十分考え選定すること。
- ・学区が非常に広範囲となるため、スクールバス等の通学手段を必ず整備すること。
- ・通学の安全を確保するため、新たに通学路となる箇所を整備に努めること。

(2) 二宮小学校と緑ヶ丘小学校を統合し、校舎は緑ヶ丘小学校を使用する。

【要望事項等】

- ・校名、校歌、校章等については、双方の住民の意見に配慮しながら決定すること。
- ・一部地区の通学距離が長くなることについて、該当する地域住民の意見を聴きながら、原則としてスクールバス等の通学手段を整備する方向で検討すること。
- ・通学の安全を確保するため、新たに通学路となる箇所を整備に努めること。

3. その他

(1) 早野中学校について

- ・早野中学校は適正規模を満たしておらず、また五郷小学校と一小一中の状態であることから、今後も通学区域の見直しを含め、当中学校のあり方を検討する。

(2) それ以外の小中学校について

- ・今後の人口推移を注視しつつ、推計の見直しを含め、統廃合等の必要性を検討する。

茂原市学校再編第一次実施計画

発行 平成30年3月 茂原市教育委員会
編集 教育部教育総務課
〒297-8511 茂原市道表1番地
TEL 0475-20-1557 FAX 0475-20-1607
E-mail k-soumu1@city.mobara.chiba.jp